

法的脳死判定は臓器移植を行う場合に限定されており、法的脳死判定については本人または家族が拒否できる仕組みとなつておるとの答弁がありました。

さらに、本人の生前の意思が不明であつても家族の承諾で臓器移植を可能とすることとした理由は何かとの質疑に対しては、身近な家族が本人の意思をそんたくすることが本人の意思の尊重につながるものであり、諸外国の立法例でも多くの国が家族の承諾で臓器移植を可能としていることから、そのような仕組みにしたとの答弁がありました。

虐待を受けて脳死となつた児童からの臓器摘出を防ぐ手だてをどうするのかとの質疑に対しては、主治医による診察等である程度の防止が図られるが、外部機関への委託等を含めた検査の仕組みも考えられるとの答弁がありました。

法改正による脳死下での臓器移植数の増加見込みについては、ある専門家の個人的な意見として、年間七十から百五十例程度の移植数になるとの見解を示しつつ、待機患者にとつて希望が持てる効果があるものになると考えているとの答弁がありました。

臓器提供の意思表示に係る親族への優先提供について、公平性の確保という臓器移植法の基本理念に反するのではないかとこの意見に対しては、臓器移植を待つている身内の方がいる場合、その身内に臓器を提供したいという気持ちにも配慮すべきとの観点から、その範囲を親子と配偶者に限定しつつ、親族への優先提供を認めることとしたとの答弁がありました。

次に、石井君提出案についてですが、世界保健機関における移植ツーリズムの削減要請についてどう対応するのかとの質疑に対しては、内閣府の世論調査では、脳死下で臓器提供をしてもよいと考える者は約四割に達しており、これらの者の意思をできる限り生かす取り組みが必要であり、臓器移植に関する教育や普及啓発を図つて移植を進める条件整備が必要と考えているとの答弁がありました。

また、十二歳になれば臓器提供や脳死という状態が判断できるとする根拠は何かとの質疑に対しては、中学校に上がる程度の年齢になれば、臓器提供について自己決定できる子供もいると考えており、あくまで臓器提供の意思表示をできる年齢を十二歳以上に引き上げて、臓器移植の道を開くこととしたとの答弁がありました。

臓器移植数の増加の見込みについては、十五歳以上の者は、移行性の高い運転免許証等に意思表示欄を設ける等の普及啓発を通じて増加するのではないかと、また、十五歳未満の者については、本案により十二歳に引き下げておられる増加はしないであろうが、教育や普及啓発により徐々にふえていくことを期待するとの答弁がありました。

次に、金田君提出案についてですが、現行の脳死判定基準に脳血流の停止を加えることとされているが、脳血流の停止を確認した後でも小児における長期脳死例があるのではないかとこの質疑に対しては、脳血流停止の確認後においても長期生存例は存在するが、脳死判定基準の適正化に向

けた取り組みは必要であるとの答弁がありました。

また、無呼吸テストを含めた現行の法的脳死判定基準に沿つた判定を経た長期脳死例の文献があるのかとの質疑に対しては、無呼吸テストを含めた三回の法的脳死判定基準に沿つた判定が行われた事例での長期生存例が紹介されました。

臓器移植法の運用に関するガイドラインで規定されている組織の摘出や生体からの臓器摘出についてのルールを法律事項とした理由は何かとの質疑に対しては、別則のないガイドラインでは、これらが遵守されない場合があること、生体からの臓器摘出の透明性、公平性の確保が世界保健機関の策定予定の指針に沿つたものであることから法律事項としたとの答弁がありました。

脳死判定基準を厳格化することで移植数が現行より減少するのではないかとこの質疑に対しては、基準の厳格化で、むしろ脳死判定の透明性、公平性が確保され、国民の臓器移植に対する理解が進み、移植数が増加するとの答弁がありました。

次に、根本君提出案についてですが、脳死を人の死としないまま十五歳未満の子供の脳死判定や臓器提供について親に承諾を求めることは矛盾しているのではないかと、また、親に重い決断を迫ることになるのではないかとこの質疑に対しては、脳死を人の死とする社会的合意がない中で、本人の崇高な意思表示により脳死下での臓器提供を認める現行制度の枠組みを崩さず、子供の人格形成にかかわつてきた親が意思を代弁する仕組みを設けるものであるとの答弁があり、また、親が子供の脳死判定の承諾に当たり悩むことになる

が、中山君提出案でも同様の事態が生じるとの答弁がありました。

さらに、臓器移植に係る要件を十五歳で区分することの根拠、国民がその説明を理解できるかとの質疑に対しては、民法上の遺言可能年齢を参考にして現行制度の枠組みを踏襲しているとの答弁がありました。

虐待を受けた児童からの臓器摘出を防ぐ手だてについては、児童虐待防止法に基づき虐待防止の手引のチェックリストによる確認等を想定しているとの答弁がありました。

また、病院等に設けられる第三者委員会の構成はどうなるのかとの質疑に対しては、主治医、判定医以外の医療従事者や弁護士等が想定されるとの答弁がありました。

臓器提供に際しての親族への優先提供を設けない理由は何かとの質疑に対しては、現行法の基本理念である移植機会の公平性の確保に反するためとの答弁がありました。

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、中山太郎君外五名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十四回国会、石井田村君外二名提出)、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、金田一君外二名提出)及び臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十八回国会、根本英一君外二名提出)についての厚生労働省の中間報告

平成二十一年六月九日 衆議院会議録第三十七号 厚生労働委員長の中間報告に關連する中山太郎君、石井啓一君、阿部知子君及び根本匠君の発言

について道が開かれた場合の小児科医を初めとする医療現場に対する支援の方策等について質疑が行われました。

なお、六月五日には、各案について、各委員の発言の場がありました。各案に対する賛否の表明のほか、人の生死にかかわる臓器移植の問題についてはすべての議員が議論して判断すべきとの意見、現行法の成立から十二年が経過していることから今国会において結論を出すのが国会の責務であるとの意見、臓器移植に関するさまざまな課題を整理するために慎重審議を求める意見など、さまざまな意見が表明されました。

最後に一言申し上げますが、現行の臓器移植法では、法施行後、三年を目途に検討することとされながら、既に十一年余りが経過しております。この間、四つの改正案が提出され、厚生労働委員会におきましては、真剣な議論が行われてまいりましたが、結論をまとめるに至っておりません。しかしながら、これ以上の放置は立法府として許されません。今国会で何らかの結論を出すことが、我々本院議員に与えられた責務であると考えているところであります。

また、臓器移植をめぐる問題は、個々人の倫理観等が問われるものであり、議員各位の慎重な判断が求められていることを付言させていただきます。以上をもちまして、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案の各案についての中間報告といたします。(拍手)

厚生労働委員長の中間報告に關連する中山太郎君、石井啓一君、阿部知子君及び根本匠君の発言

○議長(河野洋平君) ただいまの厚生労働委員長の中間報告に關連して、四案について、それぞれ発言を求められております。順次これを許します。中山太郎君。

○中山太郎君 A案提出者の中山太郎でございます。臓器移植に關しまして、現行の臓器移植法が成立してから、はや十一年余りが経過して、現在に至っております。そのため、臓器移植を受けなければ助からない多くの患者たち、とりわけ、国内で移植を受けられない小児の患者が海外に渡って移植を受ける状態が続き、今日まで、総数百二名に上っております。今後は、昨年五月にイスタンブールで行われました国際移植学会において、移植ツーリズム、また、海外における移植というもののために渡航するということは国際的に認められないということが決定されました。これがWHOに報告されている状況でございます。

私たちが提案いたしました改正案は、国際的にほとんどの国で認められており、本人意思が不明な場合であっても家族の承諾により臓器移植を可能にするものであり、これによって小児の臓器移植の道も開かれることとなります。一方で、脳死を受け入れられない家族が拒否する道もきちんと開かれております。家族が臓器移植を承諾し、第一回目の法的脳死判定により脳死であると判定された後、その後の

第二回目の法的脳死判定の際に家族が臓器提供を拒否した場合には、たとえ脳死と判定されておりましても臓器移植を行うことはできません。その場合、その患者は医療保険によって治療を引き続き受けることとなります。

現在、A、B、C、Dの各案が議論されており、私どものA案に対してさまざまな意見がございます。

私は、今日の日本の脳・循環器系の、権威のある、最高機関である国立循環器病センターの橋本信夫総長から御節を預かってまいりましたが、それをこの機会に本会議の議場を通じて国民の皆様方にお知らせをしたいと思っております。

なお、橋本先生は、センター総長に就任される前は京都大学医学部の脳神経外科教授で、最も多く脳死を診断される立場にあつた方であり、「脳死議論に關する問題点」これが表題でございますが、平成二十一年六月二日、国立循環器病センター総長橋本信夫で書かれております。

臓器移植法に關連して、脳死をめぐる議論が混乱している。脳死という言葉の意味するところが、時と場合と死者者によって異なっていることの原因があると考える。すなわち、脳死状態と、臨床的脳死と、法的脳死判定で診断された脳死の三者が、混同してあるいはすりかえられて脳死として議論されているのが現状である。臓器を提供するときだけ脳死が人の死であるという現在の臓器移植法のもとでのダブルスタンダードの死の定義にも混乱の原因があるが、この

後の脳死である。

現在の臓器移植法あるいはAからD案のどれにおきましても、臨床的脳死は法的に死ではありません。したがって、治療が中断されたり死亡を宣告されたりするものでもない。臓器提供の対象でもない。脳死を人の死として認めない人たちの意思が無視されるわけではない。

法的脳死は、臨床的脳死診断がなされた後で、二回の法的脳死判定検査を行ってなされる厳密なものである。臓器移植を前提にした場合にのみ家族の同意を得て行われてきたものであり、したがって、臓器移植の対象とならない十五歳未満の患者に対しては、法的脳死判定が行われたことはいはすである。

すなわち、十五歳未満の脳死患者に關するこれまでの議論は、脳死状態あるいは臨床的に脳死と判断された患者についてであり、法的判定によって脳死とされたものではない。

小児の脳死判定に慎重さが必要なことに異論はないが、法的脳死判定が行われたことはいはすという事実が、議論を進める上で極めて重要である。

理解が混乱する原因は、臨床的脳死という言葉が、あくまでも臓器移植ガイドラインの中で法的脳死判定を行うために出てきた言葉であるということにもある。臨床的脳死診断には無呼吸テストが不要であるが、法的脳死判定には無呼吸テストが必要であり、かつ、二回判定テストをする必要がある。臨床的脳死は、臨床現場において医師が神経学的所見などから脳死と判断する基準と変わらない。

# 官報 号外

平成二十一年七月十日

## ○第百七十一回 参議院會議録第三十七号

平成二十一年七月十日(金曜日)

午前十時二分開議

### ○議事日程 第三十七号

平成二十一年七月十日

午前十時開議

第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 クラスター等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の会議に付した案件

一、日程第一より第四まで  
一、厚生労働委員会において審査中の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び

子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案について、連やかに厚生労働委員長の間報告を求めることの動議(小川勝也君外二名提出)

一、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案の中開報告

一、中間報告があつた臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案は、議院の会議において直ちに審議することの動議(小川勝也君外二名提出)

一、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)  
一、子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案(千葉景子君外八名発議)

○議長(江田五月君) これより会議を開きます。  
日程第一 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第二 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(いずれも衆議院送付)  
以上二件を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長長橋兼實津也君。

〔検査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔検査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○橋本兼實津也君 たいだいま議題となりました条約二件につきまして、外交防衛委員会における審査の結果を御報告申し上げます。  
ブルネイとの租税協定及びカザフスタンとの租税協定は、いずれも我が国と両国との間で課税権を調整するものであり、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止について定めるとともに、配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等について定めるものであります。

委員会におきましては、両件を一括して議題とし、我が国との経済交流の現状と租税条約締結の経済効果、カザフスタンとの間における使用料の

源泉地国課税軽減の是非、対カザフスタン経済支援の体制強化等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党の井上委員より、両件に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、条約二件はいずれも多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) これより両件を一括して採決いたします。

両件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十二  
賛成 二百十五  
反対 七  
よつて、両件は承認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件外一件

平成二十一年七月十日 参議院會議録第三十七号

クラスタール等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案外一件 議中 議決の件 厚生労働委員会において審査中の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植等に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植等に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(江田五月君) 日程第三・クラスタール等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案

日程第四 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出 衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。経済産業委員長櫻井充君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔櫻井充君登壇、拍手〕

○櫻井充君 たいま議題となりました両法律案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、クラスタール等の製造の禁止及び所持の規制等に関する法律案は、一般市民が不発弾などにより甚大な被害を受けてきたクラスタール弾を規制するため、平成二十年五月に採択されたクラスタール弾に関する条約の適確な実施を担保するため、クラスタール等の製造の禁止及び所持の規制等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、我が国が非締約国の条約への参加を積極的に働きかける必要性、クラスタール等の所持の状況及び廃棄過程を公開する必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

しました。

次に、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律案は、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の適確な実施を確保するため、経済産業大臣の認定を受けた輸出者が自ら原産地証明書を作成することのできる制度を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、貿易自由化の度合いが高い経済連携協定の締結を二国間、多国間で進めていくための今後の方針、特定原産地証明書の円滑な発給に向けての支援策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(江田五月君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十二  
賛成 二百二十一  
反対 〇

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) 小川勝也君外二名から、賛成者を得て、厚生労働委員会において審査中の臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案について、速やかに厚生労働委員長の中間報告を求めることの動議が提出されました。

この際、日程に追加して、本動議を議題とすることに御承知願います。

〔賛成者起立〕

○議長(江田五月君) 過半数と認めます。よつて、本動議を議題といたします。

○議長(江田五月君) これより本動議の採決を行います。

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

投票総数 二百二十  
賛成 二百七  
反対 十三

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(江田五月君) これより、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案について、厚生労働委員長の中間報告を求めます。

〔辻泰弘君登壇、拍手〕

○辻泰弘君 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案及び子どもに係る脳死及び臓器の移植に関する検討等その他適正な移植医療の確保のための検討及び検証等に関する法律案に関し、厚生労働委員長として、委員会における現在までの審査状況につきまして、中間報告を申し上げます。

現行の臓器の移植に関する法律は、内閣総理大臣の諮問機関として総理府に設置されたいわゆる脳死臨調の平成四年一月の答申を踏まえ、平成八